

目次

第1章 総則	4
第1条（本規約の目的）	4
第2条（本規約の変更）	4
第3条（用語の定期）	4
第2章 本サービスの提供	4
第4条（本サービスの提供範囲）	4
第5条（提供区域）	4
第3章 契約	4
第6条（契約の単位）	5
第7条（契約申込の方法）	5
第8条（契約申込の承諾）	5
第9条（契約申込内容の変更）	5
第10条（権利の譲渡）	5
第11条（契約者の地位の承継）	5
第12条（契約者の氏名等の変更の届出）	6
第13条（ルータ装置設置場所等の提供）	6
第14条（ルータ装置設置場所の移転）	6
第15条（提供するプランの変更）	6
第4章 禁止行為	6
第16条（営業活動の禁止）	6
第17条（著作権等）	6
第5章 利用中止等	6
第18条（利用中止）	6
第19条（利用停止）	7
第20条（利用の制限）	7
第21条（本サービス提供の終了）	7
第22条（契約者が行う本契約の解除）	7
第23条（当社が行う本契約の解除）	7
第6章 料金	8
第24条（料金）	8

第25条（利用料金の支払義務）	8
第26条（工事費の支払義務）	8
第27条（割増金）	9
第28条（延滞利息）	9
第29条（料金計算方法等）	9
第30条（端数処理）	9
第31条（料金等の支払い）	9
第32条（料金等の一括請求）	9
第33条（消費税等相当額の加算）	10
第34条（料金の臨時減免）	10
第7章 損害賠償	10
第35条（責任の制限）	10
第36条（免責事項）	10
第8章 個人情報の取扱い	11
第37条（個人情報の取扱い）	11
第38条（データ等の取扱い）	12
第9章 保守	12
第39条（ルータ装置の仕様に係る責任）	12
第40条（契約者の維持責任）	12
第41条（契約者の切分責任）	12
第10章 雑則	12
第42条（承諾の限界）	12
第43条（利用に係る契約者の義務）	12
第44条（契約者の当社に対する協力事項）	13
第45条（設備等の準備）	13
第46条（除外事項）	13
第47条（法令に規定する事項）	13
第48条（準拠法）	13
第49条（紛争の解決）	13
第50条（債権の譲渡）	14
第51条（反社会的勢力の排除）	14
第52条（電子媒体による請求額情報の通知）	14
第53条（支払証明書の発行）	14

附則	16
別紙 1（本サービスで提供する機能・提供条件）	18
別紙 2（料金表）	20
別紙 3（当社が別に定めることとする事項）	24

第1章 総則

(本規約の目的)

第1条 NTT 東日本株式会社（以下「当社」といいます。）は、「Managed SD-WAN」利用規約（以下「本規約」といいます。）を定め、これにより「Managed SD-WAN」（以下「本サービス」といいます。）を提供します。ただし、別段の合意がある場合は、その合意に基づく料金その他の提供条件によります。

(本規約の変更)

第2条 当社は、法令の規定に従い、本規約を変更することがあります。この場合には、料金その他の提供条件は、変更後の規約によります。

2 当社は、前項の変更を行う場合は、本規約を変更する旨及び変更後の規約の内容並びに効力発生時期を、契約者に対し、当社ホームページにおける掲載その他の適切な方法で周知します。

3 契約者は、以下のいずれかの方法によって前項の周知をしたときは、当該周知を電気通信事業法に基づく契約者への説明方法とすることについて了解していただきます。

- ①当社ホームページにおける掲載
- ②電子メールの送信
- ③CD-ROM等の記録媒体の交付
- ④ダイレクトメール等の広告への表示

(用語の定義)

第3条 本規約においては、次の用語はそれぞれ次の意味で使用します。

用語	用語の意味
本サービス	本規約に基づき、第4条で定める範囲の機能を提供する『Managed SD-WAN』
電気通信設備	電気通信を行うための機械、器具、線路その他の電氣的設備
端末設備	電気通信回線設備（送信の場所と受信の場所との間を接続する伝送路設備及びこれと一体として設置される交換設備並びにこれらの附属設備をいいます。以下同じとします。）の一端に接続される電気通信設備であって、1の部分の設置の場所が他の部分の設置の場所と同一の構内（これに準ずる区域内を含みます。）又は同一の建物内であるもの
本契約	当社から本サービスの提供を受けるための契約
契約者	当社と本契約を締結している者
申込者	当社へ、本契約を申し込もうとする者、又は本契約の申し込みの意思表示をした者
本サービス取扱所	本サービスに関する業務を行う当社又は当社の契約事務委託先の事務所
ルータ装置	本サービスを利用するために設置する端末設備
利用回線	本サービス利用に必要となる当社が指定する電気通信サービス

第2章 本サービスの提供

(本サービスの提供範囲)

第4条 当社は、契約者に対し、別紙1（本サービスで提供する機能・提供条件）第1項に定めるルータ装置を提供し、本サービスを提供します。また、契約者から申込みがあったときは、別紙1（本サービスで提供する機能・提供条件）第2項から第12項に定めるオプションを提供します。

(提供区域)

第5条 本サービスは、日本国内の別紙1（本サービスで提供する機能・提供条件）第14項に定める回線が利用可能な区域において提供します。

第3章 契約

(契約の単位)

第6条 当社は、契約者からの請求により設定するVPNグループごとに1の本契約を締結します。

(契約申込の方法)

第7条 申込者は、本サービスの申込に際して、本規約の内容を承諾した上で、次に掲げる事項を当社所定の手続に従って契約事務を行う本サービス取扱所に申し出ていただきます。

- (1) 契約者名義
- (2) 契約者住所
- (3) 連絡先電話番号
- (4) 機器設置場所
- (5) その他申込の内容を特定するための事項

(契約申込の承諾)

第8条 当社は、本サービスの申込があった場合には、当社所定の審査を行い、承諾する場合には、書面をもって契約者に通知します。当該書面の到着をもって本契約が成立するものとし、当該書面に記載される日付から本契約が効力を発し、契約者は本サービスの提供を受けることができるものとします。

- 2 当社は、前項の規定にかかわらず、次のいずれかに該当すると当社が判断した場合、申込を承諾しないことがあります。
 - (1) 本サービスを提供することが技術上著しく困難なとき。
 - (2) 本契約の申込をした者が本サービスの料金又は当社が提供するその他サービスの料金若しくは工事に関する費用の支払いを現に怠り、又は怠るおそれがあるとき。
 - (3) 虚偽の事項を申告したとき。
 - (4) その他当社の業務遂行上著しい支障があるとき。
- 3 当社が、第1項の規定により申込を承諾した後に、申込者が前項各号のいずれかの場合に該当することが判明した場合には、当社はその承諾を取り消すことができます。

(契約申込内容の変更)

第9条 契約者は、第7条(契約申込の方法)に定める事項の変更を請求することができます。

- 2 当社は、前項の請求があったときは、第8条(契約申込の承諾)の規定に準じて取り扱います。

(権利の譲渡)

第10条 本契約に基づく一切の権利又は義務の譲渡(実質的に譲渡と同様の効果を有する処分を含む。以下「権利義務」といいます。)は、当社の承認を受けなければ、その効力を生じません。

- 2 本契約に基づく権利義務の譲渡の承認を受けようとするときは、当事者が連署した当社所定の書面をもって、本サービス取扱所に請求していただきます。ただし、譲渡があったことを証明できる書類の添付をもって連署に代えることができます。
- 3 当社は、前項の規定により本契約に基づく権利義務の承認を求められたときは、本契約に基づく権利義務を譲り受けようとする者について、第8条(契約申込の承諾)の規定に準じて承諾の是非を判断します。
- 4 本契約に基づく権利の譲渡があったときは、譲受人は、契約者の有していた本サービスに基づく一切の権利義務を承継するものとします。

(契約者の地位の承継)

第11条 相続又は法人の合併若しくは分割により契約者の地位の承継があったときは、相続人又は合併後存続する法人、合併若しくは分割により設立された法人若しくは分割により営業を承継する法人は、当社所定の書面にこれを証明する書類を添えて本サービス取扱所に届け出ていただきます。

- 2 前項の場合に、地位を承継した者が2人以上あるときは、そのうちの1人を当社に対する代表者と定め、これを届け出ていただきます。これを変更したときも同様とします。
- 3 当社は、前項の規定による代表者の届出があるまでの間、その地位を承継した者のうちの1人を代表者として取り扱います。
- 4 本条第1項又は第3項の手続きがなされない期間においては、当社は、本サービスの提供を行わないことがあります。

(契約者の氏名等の変更の届出)

第12条 契約者は、第7条（契約申込の方法）で規定する事項に変更があったときは、そのことを速やかに本サービス取扱所に届け出ていただきます。

2 前項に定める変更があったにもかかわらず本サービス取扱所に届出がないときは、当社に届出を受けている氏名、名称、住所若しくは居所又は請求書送付先への郵送等の通知をもって、当社からの通知を行ったものとみなします。

3 第1項の届出があったときは、当社は、契約者に対してその届出があった事実を証明する書類の提示を求める場合があります。

（ルータ装置設置場所等の提供）

第13条 当社が提供するルータ装置を設置するために必要な場所は、契約者に提供していただきます。

2 当社が提供するルータ装置に必要な電気は、契約者に提供していただきます。

（ルータ装置設置場所の移転）

第14条 当社は、契約者から要請があったときは、ルータ装置の設置場所の変更等の手続きを受け付けます。なお、ルータ装置は契約者が移転先に持参し、設置することとします。

（提供するタイプの変更）

第15条 契約者は、契約したタイプを変更することはできません。

第4章 禁止行為

（営業活動の禁止）

第16条 契約者は、有償、無償を問わず、本サービスの全部又は一部を第三者に対して再提供することはできません。

（著作権等）

第17条 本サービスにおいて当社が契約者に提供する一切の物品等及び本サービス提供のために使用する一切の物品等（本規約、各種ソフトウェア、取扱マニュアル、ホームページ、メールマガジン等を含みます。）に関する著作権（著作権法（昭和45年法律第48号）第27条、第28条に定める権利を含む。以下同じ。）、特許権、商標権、ノウハウ等の一切の知的所有権は、当社又は当該物品等の使用を当社に対して許可する者に帰属するものとします。

2 契約者は、前項の物品等を以下のとおり取り扱っていただきます。

(1) 本サービスの利用目的以外に使用しないこと。

(2) 複製・改変・編集等を行わず、また、リバースエンジニアリング、逆コンパイル又は逆アセンブルを行わないこと。

(3) 営利目的有無を問わず、第三者に貸与・譲渡（第10条（権利の譲渡）で定める場合を除く）・担保設定等しないこと。

(4) 当社又は本サービスの提供に不可欠な当社の契約事業者が表示した著作権表示等を削除又は変更しないこと。

第5章 利用中止等

（利用中止）

第18条 当社は、次の場合には、本サービスの利用を中止することがあります。

(1) 当社の電気通信設備の保守上、工事上、その他やむを得ない事由が生じたとき。

(2) 第20条（利用の制限）の規定により、本サービスの提供を制限するとき。

(3) その他、当社が本サービスの利用を中止することが望ましいと判断したとき。

2 当社は、前項の規定により本サービスの利用を中止するときは、あらかじめ当社ホームページにおける掲載その他の当社が適切と判断する方法により周知します。ただし、緊急やむを得ない場合は、この限りではありません。

(利用停止)

第19条 当社は、契約者が次のいずれかに該当するときには、6ヵ月以内で当社が定める期間（本サービスに係る料金その他の債務（本規約の規定により、支払いを要することとなった本サービスの料金、工事に関する費用又は割増金等その他の債務をいいます。以下本条において同様とします。）を支払わないときは、その料金その他の債務が支払われるまでの間）、本サービスの利用を停止することがあります。

- (1) 本サービスの料金その他の債務について、支払期日を経過してもなお支払わないとき（料金その他の債務に係る債権について、第50条（債権の譲渡）の規定により同条に規定する請求事業者に譲渡することとなった場合は、その請求事業者に支払わないときとします。）。
 - (2) 契約者が当社と契約を締結している又は締結していた他のサービス等に係る料金その他の債務について、支払期日を経過してもなお支払わないとき（当社と契約を締結している又は締結していた他のサービスに係る料金その他の債務に係る債権について、債権の譲渡の規定に則り請求事業者に譲渡している場合は、その請求事業者に支払わないときとします。）。
 - (3) 当社の名誉若しくは信用を毀損したとき。
 - (4) 第10条（権利の譲渡）、第16条（営業活動の禁止）、第17条（著作権等）又は第43条（利用に係る契約者の義務）の規定に違反したとき。
 - (5) 契約者が過度に頻繁に問合せ、訪問の要請等を実施し又は本サービスの提供に係る時間を故意に延伸し当社の業務の遂行に支障を及ぼしたと当社が判断したとき。
 - (6) 当社に損害を与えたとき。
 - (7) 当社の業務の遂行又は当社の電気通信設備に支障を及ぼし、又は及ぼすおそれがある行為をしたとき。
- 2 当社は、前項の規定により本サービスの利用停止をするときは、あらかじめその理由、利用停止をする日及び期間を契約者に通知します。ただし、緊急やむを得ない場合は、この限りではありません。

(利用の制限)

第20条 当社は、天災、事変その他の非常事態が発生し、又は発生するおそれがあるときには、災害の予防若しくは救援、交通、通信若しくは電力の供給の確保又は秩序の維持のために必要な事項を内容とする通信、又は公共の利益のために緊急を要する通信を優先的に取り扱うため、本サービスの利用を制限することがあります。

- 2 通信が著しくふくそうしたときには、通信が相手先に着信しない場合があります。
- 3 通信が著しくふくそうしたときには、利用帯域を制限することがあります。

(本サービス提供の終了)

第21条 当社は、本サービスを継続的かつ安定的に提供することが著しく困難な場合は、本サービスの提供を終了することがあります。

- 2 前項の規定により、当社が本サービスの提供を終了し、本サービスの提供の終了に伴い本契約を解除する場合は、当社ホームページにおける掲載その他の当社が適切と判断する方法により周知します。また、あらかじめその理由、本サービスの提供を終了する日を契約者に通知し、当該終了日をもって本契約の解除日とします。ただし、緊急やむを得ない場合は、この限りではありません。

(契約者が行う本契約の解除)

第22条 契約者は、本契約を解除しようとするときは、そのことをあらかじめ本サービス取扱所に当社所定の方法により申し出ていただきます。

- 2 当社は、前項の規定により契約者が申し出た解除希望日をもって本サービスの解除日とします。ただし、契約者が申し出た解除希望日が、当社に当該申出が到達する日の前日までの日付である場合には、当該到達日を解除日とします。

(当社が行う本契約の解除)

第23条 当社は、次のいずれかに該当する場合は、あらかじめ契約者に通知した後、本契約を解除することがあります。また、本条第3号に定める場合においては、事前の契約者への通知をすることなく本契約を解除できるものとします。

- (1) 第19条（利用停止）の規定により本サービスの利用を停止された契約者が、なおその事実を解消しないとき。
- (2) 第21条（本サービス提供の終了）第1項に定めるとき。
- (3) 契約者に次に定める事由のいずれかが発生したとき。
 - ① 支払停止状態に陥った場合その他財産状態が悪化し又はそのおそれがあると認められる相当の理由がある場

合

②電子交換所の取引停止処分を受けた場合

③差押、仮差押、仮処分、競売、租税滞納処分の申立を受けた場合

④破産、民事再生手続開始、会社更生手続開始、若しくは特別清算開始の申立を受け、又は自ら申立をした場合

第6章 料金

(料金)

第24条 当社が提供する本サービスの料金は、別紙2（料金表）に定めるところによります。

(利用料金の支払義務)

第25条 契約者は、本契約に基づいて、当社が本サービスの提供を開始した月の翌月から起算して、本契約の解除があった月（解除日の前日を含む月）までの期間（本サービスの提供を開始した月に本契約の解除があった場合は、1月分とします。）について、別紙2（料金表）第1表（月額料金）に規定する月額料金の支払いを要します。

2 前項の期間において、利用停止等により本サービスを利用することができない状態が生じたときの月額料金の支払いは次によります。

(1) 利用停止があったときは、契約者は、その期間中の月額料金の支払いを要します。

(2) 契約者は利用回線の利用の一時中断、利用停止又は契約の解除その他その利用回線の契約を締結する者の責めに帰する事由があり、利用回線を利用できない場合でも、本サービスに係る月額利用料の支払いを要します。

(3) 前2号の規定によるほか、契約者は、次の場合を除き、本サービスを利用できなかった期間中の月額料金の支払いを要します。

区別	支払いを要しない料金
1 契約者の責めによらない理由により、本サービス（訪問修理サービスを除く）を全く利用できない状態が生じた場合（2欄に該当する場合を除きます。）に、そのことを当社が知った時から起算して、24時間以上（訪問修理サービス未契約でルータ装置が故障した場合は72時間以上）その状態が連続したとき。	そのことを当社が知った時刻以後の利用できなかった時間（24時間の倍数である部分に限ります。）について、24時間ごとに日数を計算し、その日数に対応する本サービスの月額料金
2 当社の故意又は重大な過失によりその本サービス（訪問修理サービス訪問修理サービスを除く）を全く利用できない状態が生じたとき。	そのことを当社が知った時刻以後の利用できなかった時間（24時間の倍数である部分に限ります。）について、24時間ごとに日数を計算し、その日数に対応する本サービスの月額料金

(工事費の支払義務)

第26条 申込者及び契約者は、契約申込又は工事を要する請求をし、その承諾を受けたときは、別紙2（料金表）第2表（工事に関する費用）に定める工事費の支払いを要します。ただし、工事の着手前に本契約の解除又はその工事の請求の取消しがあった場合は、この限りではありません。その場合、既にこの工事費が支払われているときは、当社は、その工事費を返還します。

2 工事の着手後は、前項の規定にかかわらず、契約者は着手した工事部分について、その工事費を負担していただきます。この場合において、負担を要する工事費の額は、その額に消費税等相当額を加算した額となります。

(導入メニューに関する料金の支払義務)

第26条の2 申込者及び契約者は、契約申込又は別紙1（本サービスで提供する機能・提供条件）第10項（本サービスで提供する導入メニュー）に定める導入メニューに関する申込を行い、当社からその承諾を受けたときは、別紙2（料金表）第3表（導入メニューに関する料金）に定める料金の支払いを要します。ただし、設定作業に着手する前に本契約の解除又はその設定作業の申込の取消しがあった場合は、この限りではありません。

2 当社が設定作業に着手した後は、契約者は着手した設定作業に関する料金を負担していただきます。この場合において、負担を要する料金の額は、その額に消費税相当額を加算した額となります。

(割増金)

第27条 契約者は、料金の支払いを不法に免れた場合は、その免れた額のほか、その免れた額（消費税等相当額を加算しない額とします。）の2倍に相当する額に消費税等相当額を加算した額（消費税等相当額を加算しないこととされている料金にあっては、その免れた額の2倍に相当する額）を割増金として支払っていただきます。

(延滞利息)

第28条 契約者は、料金その他の債務（延滞利息を除きます。）について支払期日を経過してもなお支払いがない場合には、支払期日の翌日から起算して支払いの日の前日までの期間について法定利率の割合（契約者が法人の場合（法人に相当するものと当社が認めるものを含みます。）であって当社が別に定める場合は年14.5%の割合とします。）で計算して得た額を延滞利息として支払っていただきます。ただし、支払期日の翌日から起算して15日以内に支払いがあった場合は、この限りではありません。

(注) 当社は、延滞利息の他に請求する料金その他の債務がない場合は、延滞利息を請求しない場合があります。

(料金計算方法等)

第29条 当社は、契約者が本契約に基づき支払う料金のうち、別紙2（料金表）第1表（月額料金）に定める料金は料金月（1の暦月の初日から末日までの間をいいます。以下同じとします。）に従って計算します。ただし、当社が必要と認めるときは、料金月によらず随時に計算します。

- 2 当社は、当社の業務の遂行上やむを得ない場合は、前項に規定する料金月の起算日を変更することがあります。
- 3 契約者は当社が本サービスの提供を開始した月の翌月から起算して、契約の解除があった月（契約解除日の前日を含む月）までの期間の月額利用料の支払いを要します。ただし、本サービスの提供を開始した月に本サービスの契約の解除があった場合は1月分の月額料金を請求します。なお、本項の考え方は基本サービスおよびオプションサービスごとに適用されます。
- 4 第25条（利用料金の支払義務）第2項3号の規定による利用料金の日割は、当該月の暦日数により行います。この場合、第25条（利用料金の支払義務）第2項3号の表1欄に規定する料金の算定に当たっては、その日数計算の単位となる24時間ごととします。
- 5 当社は、本規約で別段の規定がある場合を除き、受領した料金について返金しないものとします。
- 6 契約者は、当社が請求した料金の額が本規約に定める料金の支払いを要するものとされている額よりも過小であった場合には、別紙3（当社が別に定めることとする事項）において当社が別に定める場合を除き、支払いを要する料金（当社が請求した料金と本規約に定める料金の支払いを要するものとされている額との差額を含みます。）の支払いを要します。

(端数処理)

第30条 当社は、料金その他の計算において、その計算結果に1円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り捨てます。

(料金等の支払い)

第31条 契約者は、料金について、当社が定める期日までに、当社が指定する本サービス取扱所又は金融機関等において支払っていただきます。

- 2 契約者は、料金について支払期日の到来する順序に従って支払っていただきます。

(料金等の一括請求)

第32条 当社は、契約者から請求があったときは、次の場合に限り、本サービスに係る料金等について、契約者が指定する他のサービス等の契約に係る料金等と一括して請求する取扱い（以下「料金等の一括請求」といいます。）を行います。

- (1) 当該請求を行った本サービスの契約者が、料金等の一括請求を受ける複数のサービスを構成する、他のサービスの契約者と同一の者（相互に業務上緊密な関係を有することについて当社の基準に適合する者を含みます。）であるとき。
 - (2) 当該請求を行った本サービスの契約者が、本サービスの料金又は工事に関する費用の支払いを現に怠り、又は怠るおそれがないとき。
 - (3) その他当社の業務の遂行上支障がないとき。
- 2 当社は、契約者から本サービスについて料金等の一括請求を廃止する申出があったとき又は前項の各号のいずれ

れかに該当しなくなったときは、本サービスに係る料金等の一括請求の取扱いを廃止します。ただし、料金等の一括請求を受ける複数のサービスを構成する、他のサービスの料金又は工事に関する費用の支払いを現に怠っている場合は、この限りではありません。

- 3 当社は、当社に特別の事情がある場合、2月以上の料金を当社が指定する期日までに、まとめて支払っていただくことがあります。

(消費税等相当額の加算)

第33条 第25条(利用料金の支払義務)の規定その他本規約の規定により別紙2(料金表)に定める料金の支払いを要するものとされている額は、別紙2(料金表)に定める額に消費税等相当額を加算した額とします。なお、本規約の規定により支払いを要することとなった料金については、税込価格に基づき計算した額と異なる場合があります。

(料金の臨時減免)

第34条 当社は、災害が発生し、又は発生するおそれがあるときは、本規約の規定にかかわらず、臨時に料金を減免することがあります。なお、当社は、料金の減免を行ったときは、当社ホームページにおける掲載その他の当社が適切と判断する方法により周知します。

第7章 損害賠償

(責任の制限)

第35条 当社は、本サービス(訪問修理サービス、導入メニューを除く)を提供すべき場合において、当社の責に帰すべき事由によりその提供をしなかったときは、本サービス(訪問修理サービスを除く)が全く利用できない状態にあることを当社が知った時刻から起算して、24時間以上その状態が連続したときに限り、その契約者の損害を次項に定める範囲内で賠償します。

- 2 前項の場合において、当社は、本サービス(訪問修理サービス、導入メニューを除く)が全く利用できない状態にあることを当社が知った時刻以後のその状況が連続した時間(24時間の倍数である部分に限ります。)について、24時間ごとに日数を計算し、その日数に対応する本サービスの月額料金を発生した損害とみなし、その額に限って賠償します。

- 3 当社は、本サービスの提供に伴い当社の不法行為があったことによって契約者に損害が生じた場合、本サービスの一ヶ月の月額料金を上限として、契約者に損害賠償責任を負うものとします。なお、以下の各号に該当する損害については、当社は一切の責任を負いません。

- (1) 契約者が本サービスの利用により第三者に対して与えた損害
- (2) 当社の責に帰することのできない事由から生じた損害
- (3) 当社の予見の有無を問わず特別な事情から生じた損害
- (4) 逸失利益及び第三者からの損害賠償請求に基づいて発生した契約者の損害

- 4 当社の故意又は重大な過失による場合には、前3項の規定は適用しません。

(免責事項)

第36条 当社は、本サービスに係る設備その他の電気通信設備の設置、撤去、修理又は復旧の工事に当たって、契約者に関する土地、建物その他工作物等に損害を与えた場合に、それがやむを得ない理由によるものであるときは、その損害を賠償しません。

- 2 当社は、契約者からの問合せを遅滞無く受け付けることを保証するものではありません。

- 3 当社は、本サービスの提供をもって、契約者の問題・課題等の特定、解決方法の策定、解決又は解決方法の説明を保証するものではありません。

- 4 当社は、オペレータの説明に基づいて契約者が実施した作業及びオペレータが遠隔で実施した作業の内容について保証するものではありません。

- 5 当社は、オペレータの説明に基づいて契約者が実施した作業、オペレータが遠隔で実施した作業及び工事の実施に伴い生じる契約者の損害について、第35条(責任の制限)第3項に規定する場合を除き責任を負いません。

- 6 本サービスは、メーカー、ソフトウェアハウス及びサービス提供事業者が提供する正規サポートを代行するサービスではありません。問合せの内容によっては、問合せの対象となるモバイル端末、ソフトウェア(OS)等をそれぞれ提供するメーカー、ソフトウェアハウス、サービス提供事業者等のホームページを紹介することや、そ

れぞれに対して契約者自身で直接問合せすることを依頼するに留まる場合があります。

- 7 オペレータの説明に基づいて契約者が実施した作業、オペレータが遠隔で実施した作業に関連して、契約者の契約者情報（本サービスの利用に係るID、パスワード等）で実行された操作は、契約者による操作であるとみなし、これに伴い生じる契約者の損害について、当社は、第35条（責任の制限）第3項に規定する場合を除き責任を負いません。
- 8 当社は、業務の遂行上やむを得ない理由があるときは受付専用番号を変更することがあります。この場合、当社は、あらかじめそのことを契約者に書面等をもって通知します。
- 9 本サービスは、あらゆるウイルスへの対応、不正通信の遮断及びセキュリティ対策機能を保証するものではなく、本サービスの利用により生じた契約者の損害及び契約者の行為又は契約者が利用する通信機器その他の機器の動作を通じて第三者が被った損害について、契約者は、自己の責任でこれを解決するものとします。
- 10 当社は、第39条（ルータ装置の仕様に係る責任）の規定に基づき取得した情報を削除したことに伴い生じる契約者又は第三者の損害について、責任を負いません。
- 11 契約者は、本サービスの利用により第三者に対し損害を与えた場合は、自己の責任でこれを解決するものとします。
- 12 当社は、本サービスの利用により生じる結果について、本サービスの提供に必要な設備の不具合、故障、第三者による不正侵入、商取引上の紛争、法令等に基づく強制的な処分その他の原因を問わず、責任を負いません。
- 13 当社は、第18条（利用中止）、第19条（利用停止）、第20条（利用の制限）、第21条（本サービス提供の終了）の規定により本サービスの利用中止、利用停止、利用の制限及び本サービス提供の終了をしたことに伴い生じる契約者の損害について、責任を負いません。
- 14 当社は、サイバーテロ、自然災害、第三者による妨害等、不測の事態を原因として発生した損害については、責任を負いません。（サイバーテロとは、コンピュータ・ネットワークを通じて各国の国防、治安等を始めとする各種分野のコンピュータ・システムに侵入し、データを破壊、改ざんするなどの手段で国家又は社会の重要な基盤を機能不全に陥れるテロ行為をいいます。）
- 15 当社は、CPE故障通知サービスもしくは運用サポートメニューにおけるアラート機能により、利用中のルータ装置の不具合、故障発生、復旧を必ず検知して通知することを保証するものではありません。CPE故障通知サービスの通知がされなかったことにより、契約者に損害が発生した場合について、第35条（責任の制限）第3項に規定する場合を除き責任を負いません。

第8章 個人情報の取扱い

（個人情報の取扱い）

- 第37条 当社は、本サービス提供のため、本サービスの提供の過程において契約者の氏名、住所、電話番号、メールアドレスに加えてルータ装置を設定するために必要な情報（以下「個人情報」といいます。）を取得します。また、当社は、本サービス提供にあたり、本サービスの利用回線として当社が別に定める回線を利用する場合には、該回線に関する情報を個人情報として取得します。
- 2 当社は、前項の規定により取得した情報については、当社が別に定める「プライバシーポリシー」に基づき取り扱うものとします。なお、本規約と当該プライバシーポリシーに齟齬がある場合、本規約の定めが優先して適用されるものとします。
- 3 契約者は、当社が、本サービスの保守・故障の対応を目的として、ISP事業者（その契約者が本サービスを利用するうえで必要な契約を締結している者に限ります。）、又は当社が別に定める回線を提供する事業者に対して、当社が取得した個人情報を提供する場合があることについて、同意していただきます。
- 4 当社及び委託会社は、次の目的の達成に必要な範囲内で個人情報を利用します。なお、契約者が本サービスを解約した後も、問合せ対応等において必要な範囲で個人情報を利用する場合があります。
 - (1) 本サービスの提供
 - (2) 当社が提供する役務又は販売する商品等の照会、提案及びコンサルティング
 - (3) 当社が販売受諾ないし取次等を行う役務又は商品等の照会、提案及びコンサルティング
 - (4) アンケート調査その他の調査に必要な物又は謝礼の送付
 - (5) 役務・商品等にかかる品質等の改善、新たな役務・商品等の開発
 - (6) 各種キャンペーン、各種サービスのモニタ等の案内
- 5 当社は、個人情報保護法の規定に基づき、第1項の規定により取得した情報を当社が業務を委託する他の事業者に対して提供することがあります。

- 6 契約者は、当社が第50条（債権の譲渡）の規定に基づき請求事業者に債権を譲渡する場合において、当社がその契約者の氏名、住所及び本サービスに係る連絡先電話番号等、料金の請求に必要な情報並びに金融機関の口座番号、クレジットカードのカード会員番号及び第19条（利用停止）の規定に基づき本サービスの利用を停止している場合はその内容等、料金の回収のために必要となる情報を請求事業者に通知する場合があることについて、同意していただきます。
- 7 契約者は、当社が第50条（債権の譲渡）の規定に基づき請求事業者に債権を譲渡する場合において、請求事業者が本サービスに係る債権に関して料金が支払われた等の情報を当社に通知する場合があることについて、同意していただきます。
- 8 契約者が法人等の団体である場合における当該契約者の法人情報についても、前各項の規定と同様に扱うこととします。

（データ等の取扱い）

- 第38条 当社は、ルータ装置の維持のため、ルータ装置に設定された情報（サポート対象機器のMACアドレス、IPアドレスを含みます。）を取得します。
- 2 第39条（ルータ装置の仕様に係る責任）に規定する場合、又は第21条（本サービス提供の終了）、第22条（契約者が行う本契約の解除）若しくは第23条（当社が行う本契約の解除）による本契約の解除があった場合、当社は、前項により取得した情報を削除します。

第9章 保守

（ルータ装置の仕様に係る責任）

- 第39条 当社は、当社が必要と判断したときは、当社が指定するルータ装置を変更することがあります。

（契約者の維持責任）

- 第40条 契約者は、自己の責任において、本サービスを利用するために必要なルータ装置、利用回線、その他の設備を当社のホームページ等で定める利用環境に適合するよう維持、管理していただきます。

（契約者の切分責任）

- 第41条 契約者は、ルータ装置が適切に接続されている場合であって、本サービスを利用することができなくなったときは、当社に故障の連絡をしていただきます。
- 2 前項の確認に際して、契約者から要請があったときは、当社は、本サービス取扱所において試験等を行い、その結果を契約者にお知らせします。

第10章 雑則

（承諾の限界）

- 第42条 当社は、契約者から工事その他の請求があった場合に、その請求を承諾することが技術的に困難なとき又は保守することが著しく困難である等当社の業務の遂行上支障があるときは、その請求を承諾しないことがあります。この場合は、その理由を契約者に通知します。ただし、本規約において別段の定めがある場合は、その定めるところによります。

（利用に係る契約者の義務）

- 第43条 本サービスの利用の申込は契約者自身で実施する必要があります。なお、契約申込にあたり本サービスの利用をVPNグループの全ての利用回線の契約者の同意を事前に得ていただきます。
- 2 契約者は、ルータ装置の設置およびルータ装置の故障時（訪問修理サービス契約者に限ります）に当社の訪問の要請をする場合には、第1項に定める条件に加え、次の各号に定める条件を満たしていただきます。
- (1) 当社が契約者を訪問した際に、ルータ装置の設置場所又は設置希望場所に案内し、設定作業等に立ち会うこと。
 - (2) 当社がルータ装置の設定作業等を実施する際に必要となる電力、照明、消耗品その他の設備等（電話又は通信回線の使用を含みます。）を当社に対して無償で提供すること。
- 3 契約者は次のことを守っていただきます。

- (1) 当社又は第三者の財産権（知的財産権を含みます。）、プライバシー、名誉、その他の権利を侵害しないこと。
 - (2) 本サービスを違法な目的で利用しないこと。
 - (3) 本サービスによりアクセス可能な当社又は第三者の情報を改ざん、消去する行為をしないこと。
 - (4) 第三者になりすまして本サービスを利用する行為をしないこと。
 - (5) 意図的に有害なコンピュータプログラム等を送信しないこと。
 - (6) 当社の設備に無権限でアクセスし、又はその利用若しくは運営に支障を与える行為をしないこと。
 - (7) 本人の同意を得ることなく、又は詐欺的な手段により第三者の個人情報を収集する行為をしないこと。
 - (8) 本サービスその他当社の事業の運営に支障をきたすおそれのある行為をしないこと。
 - (9) 法令、本規約若しくは公序良俗に反する行為、当社若しくは第三者の信用を毀損する行為、又は当社若しくは第三者に不利益を与える行為をしないこと。
 - (10) 本サービスの利用に係る I D、パスワード等を第三者に使用させて、金銭的利益を得る行為をしないこと。
 - (11) 本サービスの利用に係る I D、パスワード等の適正な管理に努めること。
 - (12) ルータ装置を第 10 条（権利の譲渡）の場合を除き第三者に譲渡し、転貸し、自己若しくは第三者のための担保として提供し又は使用させないこと。
 - (13) ルータ装置を善良な管理者の注意をもって使用及び保管すること。
 - (14) ルータ装置に故障、滅失又は毀損等が生じたときは、直ちに、その旨を当社に通知し、当社の指示に従うこと。
 - (15) その他前各号に該当するおそれのある行為又はこれに類する行為を行わないこと。
- 4 契約者は、前項の規定に違反してルータ装置を亡失し、又は毀損したときは、当社が指定する期日までにその補充、修繕その他の工事等に必要な費用を支払っていただきます。

（契約者の当社に対する協力事項）

第 4 4 条 契約者は、当社が本サービスの提供に必要な協力を求めたときは、当社に対して以下に定める協力を行っていただきます。

- (1) 当社の求めに応じた I D やパスワード等の入力。
- (2) 当社の求めに応じた本サービス提供のために必要な情報（操作説明書等を含みます。）の提供。
- (3) その他、本サービスの提供又は設定作業等のために当社が必要と認める事項の実施。

（設備等の準備）

第 4 5 条 契約者は、自己の責任において、本サービスを利用するために必要な利用回線その他の設備を保持、管理するものとします。

2 契約者が本サービスを利用するために必要な利用回線の利用料金は、本サービスの利用料金には含まれません。

（除外事項）

第 4 6 条 当社は、契約者が以下に定める事項のいずれかの場合に該当すると当社が判断する場合には、本サービスの提供を行わないことがあります。

- (1) 第 4 3 条（利用に係る契約者の義務）のいずれかの項目をみたさない場合。
- (2) 契約者が、第 4 4 条（契約者の当社に対する協力事項）のいずれかの項目の協力を行わず、本サービスの提供の実施が困難となる場合。
- (3) 不正アクセス行為又はソフトウェアの違法コピー等、違法行為又は違法行為の幫助となる作業を当社に要求する場合。
- (4) その他、契約者の責によりサービスの提供が困難となる場合。

（法令に規定する事項）

第 4 7 条 本サービスの提供又は利用にあたり、法令に定めがある事項については、その定めるところによります。

（準拠法）

第 4 8 条 本規約の成立、効力、解釈及び履行については、日本国法に準拠するものとします。

（紛争の解決）

第 4 9 条 本規約の条項又は本規約に定めのない事項について紛議等が生じた場合、双方誠意をもって協議し、できる限り円満に解決するものとします。

2 本規約に関する紛争は、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

(債権の譲渡)

第50条 契約者は、本規約の規定により支払いを要することとなった料金を、当社が別紙3（当社が別に定めることとする事項）において別に定める事業者（以下「請求事業者」といいます。）に対し、別紙3（当社が別に定めることとする事項）において当社が別に定める場合を除き譲渡することを承認していただきます。この場合において、当社及び請求事業者は、契約者への個別の通知又は譲渡承認の請求を省略するものとします。

(反社会的勢力の排除)

第51条 契約者は、次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、将来にわたって次の各号のいずれにも該当しないことを確約します。

(1) 自ら又は自らの役員（取締役、執行役又は監査役が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号）、暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号）、暴力団員でなくなった時から5年間を経過しない者、もしくはこれらに準ずる者、又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者（以下、これらを個別に又は総称して「暴力団員等」という。）であること。

(2) 自らの行う事業が、暴力団員等の支配を受けていると認められること。

(3) 自らの行う事業に関し、暴力団員等の威力を利用し、財産上の不当な利益を図る目的で暴力団員等を利用し、又は、暴力団員等の威力を利用する目的で暴力団員等を従事させていると認められること。

(4) 自らが暴力団員等に対して資金を提供し、便宜を供与し、又は不当に優先的に扱うなどの関与をしていると認められること。

(5) 本契約の履行が、暴力団員等の活動を助長し、又は暴力団の運営に資するものであること。

2 当社は、契約者が次の各号の一に該当するときは、何らの通知、催告を要せず即時に本契約を解除することができます。

(1) 第1項に違反したとき。

(2) 自ら又は第三者をして次に掲げる行為をしたとき。

① 当社もしくは当社の委託先に対する暴力的な要求行為

② 当社もしくは当社の委託先に対する法的な責任を超えた不当な要求行為

③ 当社もしくは当社の委託先に対する脅迫的言辞又は暴力的行為

④ 風説を流布し、又は偽計若しくは威力を用いて、当社もしくは当社の委託先の信用を毀損し、又は当社もしくは当社の委託先の業務を妨害する行為

⑤ その他前各号に準ずる行為

3 当社は、前項の規定により本契約を解除した場合、契約者に損害が生じても、これを賠償する責を負わないものとします。

(電子媒体による請求額情報の通知)

第52条 当社は、本サービスの料金等の請求額情報（契約者に係る料金等の請求額及びその内訳並びに支払証明をいいます。以下同じとします。）について、請求額情報蓄積装置（請求額情報を蓄積するための当社の電気通信設備をいいます。以下同じとします。）に登録した電子データにより請求額情報等の通知（以下「電子媒体による請求額情報の通知」といいます。）を行います。

2 当社は、請求額情報蓄積装置に、その契約者に係る請求額情報を登録したことをもって、その請求額情報を契約者に通知したものとみなします。

3 契約者は、当社が契約者に付与した請求額情報蓄積装置にログインするためのID及び契約者が設定したパスワードについて、善良な管理者の注意をもって保管していただきます。

4 請求額情報蓄積装置に登録された請求額情報を確認するために必要なインターネット接続環境は契約者が自ら用意し、その接続に必要な費用は契約者に負担していただきます。

(支払証明書の発行)

第53条 当社は、契約者もしくは過去契約者だった者、又はこれらの者から委任を受けた者から請求があったときは、当社が本サービスに係る債権を請求事業者に譲渡した場合を除き、本サービスの料金その他の債務（本規約の規定により、支払いを要することとなった料金、工事に関する費用又は割増金等の債務をいいます。）が既に当社に支払われた旨の紙媒体による証明書（以下「支払証明書」といいます。）を発行します。

- 2 前項の請求者は、支払証明書の発行を受けたときは、支払証明書1枚ごとに400円（税込価格440円）の手数料及び郵送料等の支払いを要します。
（注）支払証明書の発行を受けようとするときは、上記の手数料のほか、印紙代（消費税相当額を含みます。）及び郵送料（実費）が必要な場合があります。
- 3 契約者は、当社が前2項の取り扱いを行うことについて、同意していただきます。
- 4 当社は、前3項の規定によるほか、本サービスに係る支払証明書を、請求額情報蓄積装置に登録した電子データにより通知する取扱いを行います。この場合の利用条件については、第52条（電子媒体による請求額情報の通知）の規定により電子媒体による請求額情報の通知の取扱いに準じます。

- 附則（2020年7月17日 東ビ開1ネサ第20-00102号）
1 この利用規約は、2020年7月21日から実施します。
- 附則（2021年5月14日 東ビ開1ネサ第21-00059号）
1 この利用規約は、2021年5月31日から実施します。
- 附則（2021年7月20日 東ビ開1ネサ第21-00127号）
1 この利用規約は、2021年7月30日から実施します。
- 附則（2021年9月9日 東ビ開1ネサ第21-00178号）
1 この利用規約は、2021年9月10日から実施します。
- 附則（2021年9月9日 東ビ開1ネサ第21-00179号）
1 この利用規約は、2021年9月30日から実施します。
- 附則（2021年10月20日 東ビ開1ネサ第21-00232号）
1 この利用規約は、2021年10月20日から実施します。
- 附則（2021年12月23日 東ビ開1ネサ第21-00326号）
1 この利用規約は、2021年12月27日から実施します。
- 附則（2022年1月21日 東ビ開1ネサ第21-00342号）
1 この利用規約は、2022年1月21日から実施します。
- 附則（2022年4月21日 東ビ開1ネサ第22-00009号）
1 この利用規約は、2022年4月27日から実施します。
- 附則（2022年7月20日 東ビ開1ネサ第22-00107号）
1 この利用規約は、2022年7月22日から実施します。
- 附則（2023年11月8日 東開マ事000200000026-01号）
1 この利用規約は、2023年12月1日から実施します。
- 附則（2024年2月19日 東開クR000200000159-01号）
1 この利用規約は、2024年2月27日から実施します。
- 附則（2024年9月5日 東開クR000200000313-01号）
1 この利用規約は、2024年9月10日から実施します。
- 附則（2024年9月29日 東開クR000200000320-01号）
1 この利用規約は、2024年10月1日から実施します。
- 附則（2025年5月8日商号変更に伴う改正）
1 この利用規約は、2025年7月1日から実施します。
- 附則（2026年2月24日 東開クR000200000606-01号）
1 この利用規約は、2026年2月28日から実施します。
- 附則（2026年7月24日 東開クR000200000715-01号）
1 この利用規約は、2026年8月1日から実施します。

附則（2026 年 8 月 6 日 東開ク R000200000725-01 号）

（実施期日）

1 本規約は、令和 8 年 9 月 1 日から実施します。

（経過措置）

2 本規約実施前に支払い又は支払わなければならなかった本サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

（本改定の失効等）

3 当社は、技術上又は業務の遂行上やむを得ない理由があるときは、本改定を実施しない又は内容を改めることがあります。その場合、当社はそのことをホームページ（<https://www.ntt-east.co.jp/info/>）への掲載によりお知らせします。

別紙 1（本サービスで提供する機能・提供条件）

1. 本サービスで提供する基本サービス

提供機能	内容
閉域 VPN 接続	当社および NTT 西日本株式会社の回線を利用し IPv6 アドレスを用いた拠点間通信が可能となる機能
トラヒック可視化機能	拠点ごと、アプリケーションごとに通信量や故障状況等の状況確認が可能となる機能
ルータ装置の設定機能	アプリケーション単位での経路設定や変更が可能となる機能
ゼロタッチプロビジョニング機能	ルータ装置を利用回線に接続するだけで自動で設定を投入し本サービスを利用可能となる機能
ローカルブレイクアウト機能	拠点間通信以外の直接インターネットアクセスする通信を拠点からブレイクアウトさせる機能
備考 1 本サービスの提供にあたりルータ装置を提供します。 2 VPN グループ内で接続可能な台数は最大 5,000 台までとします。 3 本サービスのうち、タイプ I（Interconnected WAN）、タイプ II（Interconnected WAN）、ミドルタイプ（Interconnected WAN）又はハイエンドタイプ（Interconnected WAN）を申込み、LAN 型通信網サービス契約約款（平成 12 年東企管第 00-8 号（以下「LAN 型通信網サービス契約約款」といいます。）に定める第 3 種（プラン 2）と接続する場合は、Interconnected WAN/Multi Interconnect 接続サービスの契約が必要です。	

2. 本サービスで提供するモバイル接続サービス

提供機能	内容
モバイル事業者接続機能	この機能を利用する VPN グループについて、その契約者が通信の都度指定するモバイル事業者（無線設備規則（昭和 25 年電波監理委員会規則第 18 号）第 3 条第 1 号に規定する携帯無線通信を提供する電気通信事業者をいいます。以下同じとします。）に係る相互接続点（当社が別に定めるものに限ります。）との間の通信を行うことを可能とする機能
備考 1 モバイル接続サービスに係る工事に関する費用をあらかじめ指定していただいた拠点に請求します。 2 第 35 条（責任の制限）に規定するほか、この機能を提供することに伴い発生する損害については、責任を負いません。	

3. 本サービスで提供する訪問修理サービス

提供機能	内容
ルータ装置故障時の訪問修理機能	利用中のルータ装置の不具合発生時に 24 時間 365 日の現地訪問、ルータ装置交換、および疎通確認を実施する機能
備考 1 第 41 条第 2 項で規定する試験により当社が設置したルータ装置に故障がないと判定した場合において、契約者の請求により当社の係員を派遣した結果、故障の原因がルータ装置以外にあったときは、契約者にその派遣に要した費用を負担していただきます。この場合の負担を要する費用の額は、派遣に要した費用の額に消費税等相当額を加算した額とします。 2 故障受付からルータ装置設置場所までの駆けつけ時間および回復時間を保証するものではありません。	

4. 本サービスで提供する CPE 予備機サービス

提供機能	内容
ルータ装置の予備機配備機能	ルータ装置設置場所と同一場所にルータ装置の予備機を配備し、ルータ装置の故障やトラブル発生時に速やかに復旧可能となる機能
備考 1 基本サービス利用開始日の翌日以降で契約者が指定する日より利用可能とします。 2 ルータ装置の故障やトラブル発生時に予備機で復旧後、本サービスを全く利用できない状態は解消されたものとします。また、一時的に予備機が無い状態となりますが、第25条第2項は適用しません。 3 ルータ装置の故障やトラブル発生時に配備した予備機を利用する際に初期不良等でルータ装置を利用できない場合、そのことを当社が知った時刻以後の利用できなかった時間（24時間の倍数である部分に限ります。）について、24時間ごとに日数を計算し、その日数に対応する CPE 予備機サービスの月額料金の支払いを要しません。 4 本サービスで提供する CPE 予備機サービスのタイプは基本サービスのタイプと同一となります。なお、Interconnected WAN を利用回線とした基本サービスについては、基本サービスに含める形で CPE 予備機を提供するため、本サービスを申し込むことはできません。	

5. 本サービスで提供するセキュアインターネット接続サービス

提供機能	内容
ISP 事業者接続機能	この機能を有する VPN グループにおいて、その契約者が指定する ISP 事業者に係る相互接続点（当社が別に定めるものに限ります。）との間の通信を行うことを可能とする機能
備考 1 Web アクセスブロック、URL 指定によるアクセス制御、不正プログラム侵入対策、メールセキュリティ対策、ファイアウォール機能等を提供します。 2 第35条（責任の制限）に規定するほか、当該機能を提供することに伴い発生する損害については、責任を負いません 3 セキュアインターネット接続サービスの確保帯域は、セキュアインターネット接続サービス提供区間内に限り提供タイプに応じた帯域設計をしているものであり、伝送速度を保証するものではありません。	

6. 本サービスで提供する CPE 故障通知サービス

提供機能	内容
ルータ装置故障時のメール通知機能	利用中のルータ装置の不具合、故障発生時、及び復旧時に契約者が指定するメールアドレス宛に通知する機能
備考 1 発生した不具合、故障の発生日時及び復旧日時、故障内容について契約者が指定するメールアドレス宛に通知します。 2 CPE 故障通知サービスは、一部のルータ装置に限定したお申し込みはできませんので、全ルータ装置でのお申し込みが必要です。CPE 故障通知サービスをご利用中にルータ装置を追加される場合、当該追加ルータ装置を対象とする CPE 故障通知サービスを必ずお申し込みいただきます。 3 CPE 故障通知サービスをルータ装置のお申し込みと同時に申し込みいただいた場合、CPE 故障通知のご利用料金は拠点開通日から発生しますが、CPE 故障通知の設定完了までには拠点開通日から、当社営業日を基準として最大3営業日かかります。 4 本サービスをご利用中に CPE 故障通知サービスを新たにお申し込みいただく場合、全ルータ装置でのお申し込みが必要です。この場合、CPE 故障通知サービスのご利用料金は CPE 故障通知開通日から発生します。 5 CPE 故障通知サービスの設定には、契約者 CPE の接続が完了している必要があります。契約者の都合により CPE 故障通知サービスの利用開始日に CPE 接続が完了されていない場合は、当社側での CPE 故障通知サービスの設定が完了できませんが、CPE 故障通知サービスのご利用料金は拠点開通日から発生します。なお、契約者の都合により、CPE 故障通知サービスの当社側の設定が完了できなかった場合は、契約者からの再設定依頼に基づき、正午までに受領した再設定依頼に対して、当社営業日を基準として、当該受領日の翌営業日から6営業日以内に再度設定を実施いたします。	

7. 本サービスで提供するビジネスイーサ ワイド接続サービス

提供機能	内容
ビジネスイーサ ワイドによる接続機能	ビジネスイーサ ワイドの契約者回線からのコントローラ接続、ビジネスイーサ ワイドの契約者回線とベストエフォート回線（別紙 14. 利用可能回線に定めるもの）間の通信を可能とする機能
備考	
1 本機能により、当社が別に定める LAN 型通信網サービス契約約款に定める第 3 種（プラン 1）と接続可能となります。	
2 本機能で接続する LAN 型通信網サービス契約約款の第 3 種（プラン 1）の終端は、当社が指定する収容 LAN 型通信網サービス取扱所に限ります。	
3 本機能の申込とは別に、LAN 型通信網サービス契約約款の第 3 種（プラン 1）の契約が別途必要です。	
4 本機能で接続する LAN 型通信網サービス契約約款の第 3 種（プラン 1）の保守の態様に係る細目は、グレード 2 のみとします。	
5 上記の規定にかかわらず、LAN 型通信網サービス契約約款に定める第 3 種サービスのプラン 1（ビジネスイーサ ワイド）は新たに申し込むことができません。	

8. 本サービスで提供する「無線 LAN おまかせサービス」接続オプション

提供機能	内容
「無線 LAN おまかせサービス」への接続機能	株式会社エヌ・ティ・ティ・データが提供する W i - F i サービス「無線 LAN おまかせサービス」と本サービスを連携させるオプションサービス
備考	
1 株式会社エヌ・ティ・ティ・データが提供する無線 LAN コントローラと W i - F i A P を閉域接続する機能を提供します。	
2 本機能の申込とは別に、株式会社エヌ・ティ・ティ・データが提供する「無線 LAN おまかせサービス」の契約が別途必要です	

9. 本サービスで提供する接続先追加機能

提供機能	内容
接続先追加機能	この機能を有する VPN グループにおいて、その契約者が指定するクラウドゲートウェイクロスコネクととの間の通信を可能とする機能
備考	
1 本機能により、当社が別に定める IP 通信網サービス契約約款（平成 12 年東企管第 00-51 号（以下「IP 通信網サービス契約約款」といいます。）メニュー 2-3 と接続可能となります。	
2 本機能の申込とは別に、IP 通信網サービス契約約款のメニュー 2-3 の契約が別途必要です。	

10. 本サービスで提供する導入メニュー

提供機能	内容
ルータ装置の設定代行機能	本サービスの利用に際し、ルータ装置に遠隔による設定代行を実施するオプションサービス
備考	
1 本メニューの提供可否は、事前の協議及び申込内容と当該協議において作成されるパラメータシート内容をもって当社が判断することとします。	
2 本メニューの作業対象範囲は、本サービスのルータ装置上のみとし、現地作業は実施せず、すべて遠隔での作業実施となります。	
3 本メニューは、契約者の作業完了希望日に作業を完了することを保証するものではありません。	
4 本メニューにより、第 43 条（利用に係る契約者の義務）及び第 44 条（契約者の当社に対する協力事項）に定める事項を契約者が履行しない場合、導入メニューの一部若しくは全部を提供することができないことがあります。この場合にも、契約者は、第 26 条の 2（導入メニューに関する料金の支払義務）の規定に従い、料金の支払いをしなければならないものとします。	
5 導入メニューにより、契約者と当社の間で合意した申込書及びパラメータシートに基づき、本サービス	

のルータ装置を設定します。申込書及びパラメータシートは契約者の責任において作成されるものであり、申込書及びパラメータシートの内容に基づいて設定した内容とその結果について、当社は責任を負いません。また、当社は、申込書及びパラメータシートに記載のない項目に関する設定は行いません。

1 1. 本サービスで提供する運用サポートメニュー

機能		内容
運用サポート窓口	本サービスに関する問い合わせ対応	・本サービスの仕様や利用方法についての問い合わせに対して回答
	トラブルサポート	・本サービスご利用中の不具合について問い合わせがあった際、自社のサービス提供範囲内における原因の有無についての切分を行い、不具合解消方法等を提示
	コントローラ操作代行	・コントローラ操作について、当社が定める対応範囲に限り契約者からの依頼に基づき操作を代行
アラート		・利用中のルータ装置の不具合、故障発生時、及び復旧時に契約者が指定するメールアドレス宛に通知する機能

提供時間

- 運用サポート窓口の提供時間は、平日の 9:00 から 18:00 までの間となります。年末年始（原則として 12 月 29 日～1 月 3 日とし、年末年始期間が異なる場合は当社ホームページでお知らせします。）については平日の場合も提供時間外といたします。
- トラブルサポートに該当する問い合わせの場合のみ、運用サポート窓口の提供時間外は全契約者共通の故障受付窓口にて対応いたします。
- コントローラ操作代行機能の実施時間については運用サポート窓口の提供時間に準じます。

備考

- 運用サポートメニューは、ご契約中の一部のルータ装置に限定したお申し込みはできませんので、全ルータ装置でのお申し込みが必要です。運用サポートメニューをご利用中にルータ装置を追加される場合、当該追加ルータ装置を対象とする運用サポートメニューを必ずお申し込みいただきます。
- 運用サポートメニューをルータ装置のお申し込みと同時に申し込みいただいた場合、運用サポートメニューのご利用料金は拠点開通日から発生しますが、アラート機能の設定完了までには拠点開通日から、当社営業日を基準として最大 3 営業日かかります。
- 本サービスをご利用中に運用サポートメニューを新たにお申し込みいただく場合、ご契約中の全ルータ装置でのお申し込みが必要です。
- アラート機能の設定には、契約者 CPE の接続が完了している必要があります。契約者の都合により運用サポートメニューの利用開始日に CPE 接続が完了されていない場合は、当社側でのアラート機能の設定が完了できませんが、運用サポートメニューのご利用料金は拠点開通日から発生します。なお、契約者の都合により、アラート機能の当社側の設定が完了できなかった場合は、契約者からの再設定依頼に基づき、正午までに受領した再設定依頼に対して、当社営業日を基準として、当該受領日の翌営業日から 6 営業日以内に再度設定を実施いたします。
- 運用サポート窓口としてご対応ができるのは、第 4 条で定める本サービスの提供範囲に関するお問い合わせに限ります。
- 運用サポートメニューでは、本サービスの提供として当社が設定したパラメータを除き、契約者の責任範囲で設定されたパラメータ、又は契約者が新たに設計されるパラメータに関する対応は致しかねます。
- コントローラ操作代行の当社作業日時および作業内容は、運用サポート窓口と契約者の間での協議により決定いたします。

1 2. 本サービスで提供する Interconnected WAN/Multi Interconnect 接続サービス

提供機能	内容
Interconnected WAN による接続機能	VPN グループにおいて、その契約者が指定する Interconnected WAN の VPN グループとの通信を可能とすることで、Interconnected WAN 契約者回線からのコントローラ接続や Interconnected WAN の契約者回線とベストエフォート回線（別紙 1 2. 本サービスで提供するモバイル接続サービス を利用可能な回線 または 14. 利用可能回線に定めるもの）間の通信を可能とする機能
Multi Interconnect への接続機能	VPN グループにおいて、その契約者が指定する Interconnected WAN の VPN グループを経由した Multi Interconnect との通信を可能とする機能
備考	
1 本機能（Interconnected WAN による接続機能）により、当社が別に定める LAN 型通信網サービス契約約款に定める第 3 種（プラン 2）と接続可能となります。 2 本機能（Interconnected WAN による接続機能）を利用する場合は、本機能の申込とは別に、LAN 型通信網サービス契約約款の第 3 種（プラン 2）の契約が必要です。 3 本機能（Multi Interconnect への接続機能）により、当社が別に定める Multi Interconnect 契約約款に定める Multi Interconnect（令和 6 年東経営第 000200000295 号（以下「Multi Interconnect 契約約款」といいます。）と接続可能となります。 4 本機能（Multi Interconnect への接続機能）を利用する場合は、本機能の申込とは別に、Multi Interconnect の契約が必要です。 5 Interconnected WAN/Multi Interconnect 接続サービスの確保帯域は、Interconnected WAN/Multi Interconnect 接続サービス提供区間内に限り提供タイプに応じた帯域設計をしているものであり、伝送速度を保証するものではありません。 6 本機能を利用する場合は、基本サービスのうちタイプ I（Interconnected WAN）、タイプ II（Interconnected WAN）、ミドルタイプ（Interconnected WAN）又はハイエンドタイプ（Interconnected WAN）を申込み必要があります。	

1 3. 最低利用期間

なし

1 4. 利用可能回線

以下の回線を、本サービスの利用回線とすることができます。

- ① 当社が別に定める IP 通信網サービス契約約款で定めるメニュー 5 における提供の形態による細目が II-1 型のものに係る IPv6 通信が利用できる状態の契約者回線
ただし、IP 通信網サービス契約約款で定めるメニュー 5-1 のうち、10Gb/s の品目については、ハイエンドタイプのみ利用可能とし、25Gb/s の品目については利用対象外とします
- ② 当社が別に定める LAN 型通信網サービス契約約款に定める第 3 種（プラン 1 およびプラン 2）に係る契約者回線
- ③ その他当社が別に定める回線

別紙 2（料金表）

第 1 表（月額料金）

区分		確保帯域	単位	月額料金額
基本サービス	タイプ I	-	1 のルータ装置ごとに	12,000 円（税込価格 13,200 円）
	タイプ II	-	1 のルータ装置ごとに	13,000 円（税込価格 14,300 円）

	ミドルタイプ		-	1 のルータ 装置ごとに	15,000 円 (税込価格 16,500 円)
	ハイエンドタイプ		-	1 のルータ 装置ごとに	72,000 円 (税込価格 79,200 円)
	タイプ I (Interconnected WAN)		-	1 のルータ 装置ごとに	17,000 円 (税込価格 18,700 円)
	タイプ II (Interconnected WAN)		-	1 のルータ 装置ごとに	19,000 円 (税込価格 20,900 円)
	ミドルタイプ (Interconnected WAN)		-	1 のルータ 装置ごとに	23,000 円 (税込価格 25,300 円)
	ハイエンドタイプ (Interconnected WAN)		-	1 のルータ 装置ごとに	98,000 円 (税込価格 107,800 円)
オプション サービス	モバイル接続サービス		-	1 のルータ 装置ごとに	1,500 円 (税込価格 1,650 円)
	訪問修理サービス		-	1 のルータ 装置ごとに	1,000 円 (税込価格 1,100 円)
	CPE 予備機 サービス	タイプ I	-	1 のルータ 装置ごとに	5,000 円 (税込価格 5,500 円)
		タイプ II	-	1 のルータ 装置ごとに	6,000 円 (税込価格 6,600 円)
		ミドル タイプ	-	1 のルータ 装置ごとに	8,000 円 (税込価格 8,800 円)
		ハイエンド タイプ	-	1 のルータ 装置ごとに	64,000 円 (税込価格 70,400 円)
	セキュアイ ンターネッ ト接続サー ビス	ベストエフ ォートタイ プ	-	1 の契約ご とに	28,000 円 (税込価格 30,800 円)
		バーストタ イプ	10Mbps	1 の契約ご とに	60,000 円 (税込価格 66,000 円)
			30Mbps	1 の契約ご とに	120,000 円 (税込価格 132,000 円)
			100Mbps	1 の契約ご とに	240,000 円 (税込価格 264,000 円)
		帯域専有タ イプ	1Gbps	1 の契約ご とに	1,200,000 円 (税込価格 1,320,000 円)
	CPE 故障通知サービス		-	1 のルータ 装置ごとに	300 円 (税込価格 330 円)
	ビジネスイサ ワイド 接続サービス		-	1 の契約ご とに	50,000 円 (税込価格 55,000 円)
	運用サポートメニュー		-	1 のルータ 装置ごとに	1,000 円 (税込価格 1,100 円)
	「無線 LAN おまかせサー ビス」 接続オプション		-	1 のルータ 装置ごとに	500 円 (税込価格 550 円)
	Interconnected WAN/ Multi Interconnect 接続サービス		ベストエフ ォート	1 の契約ご とに	15,000 円 (税込価格 16,500 円)
			100Mbps 帯域確保	1 の契約ご とに	30,000 円 (税込価格 33,000 円)
			1Gbps	1 の契約ご とに	100,000 円 (税込価格 110,000 円)

		帯域確保	とに	
		2Gbps 帯域確保	1 の契約ご とに	200,000 円 (税込価格 220,000 円)
		3Gbps 帯域確保	1 の契約ご とに	300,000 円 (税込価格 330,000 円)
	接続先追加機能	-	1 の契約 ごとに	-
	備考 1 基本サービスで提供する装置の仕様は、当社が別に定めるものとします。なお、Interconnected WAN を利用回線とした基本サービスで提供する装置の仕様は、Interconnected WAN 回線としての伝送速度を保証するものではありません。 2 CPE 予備機サービスのタイプは基本サービスのタイプと同一となります。なお、Interconnected WAN を利用回線とした基本サービスについては、基本サービスに含める形で CPE 予備機を提供するため、CPE 予備機サービスを申し込むことはできません。 3 当社は VPN グループ単位およびルータ装置単位に契約者番号を付与します。なお、技術上又は業務の遂行上やむを得ない理由がある時は契約者番号を変更することがあります。この場合、あらかじめそのことを契約者にお知らせします。 4 セキュアインターネット接続サービスの確保帯域は、セキュアインターネット接続サービス提供区間内に限り、提供タイプに応じた帯域設計をしているものであり、伝送速度を保証するものではありません。 5 ビジネスイーサ ワイド接続サービスは新たに申し込むことはできません。 6 Interconnected WAN/Multi Interconnect 接続サービスの確保帯域は、Interconnected WAN/Multi Interconnect 接続サービス提供区間内に限り提供タイプに応じた帯域設計をしているものであり、伝送速度を保証するものではありません。			

注：2024 年 9 月 30 日以前に以下の料金表に記載の区分にかかる申込があり、当社がその申し込みを承諾した場合、当該 1 のルータ装置ごとに、別紙 2（料金表）第 1 表（月額料金）の記載に代えて、以下の料金表を適用します。なお、以下の料金表に定めがない場合は、別紙 2（料金表）第 1 表（月額料金）の記載によります。

区分		確保帯域	単位	月額料金額
基本サービス	タイプ I	-	1 のルータ 装置ごとに	10,000 円 (税込価格 11,000 円)
	タイプ II	-	1 のルータ 装置ごとに	11,000 円 (税込価格 12,100 円)
	ハイエンドタイプ	-	1 のルータ 装置ごとに	50,000 円 (税込価格 55,000 円)
オプション サービス	CPE 予備機 サービス	タイプ I	1 のルータ 装置ごとに	3,000 円 (税込価格 3,300 円)
		タイプ II	1 のルータ 装置ごとに	4,000 円 (税込価格 4,400 円)
		ハイエンド タイプ	1 のルータ 装置ごとに	42,000 円 (税込価格 46,200 円)

第 2 表（工事に関する費用）

区分		単位	工事費の額
ア 基本工事費	① ②以外の場合	1 の工事ごとに	7,500 円 (税込価格 8,250 円)

イ 交換機等工事費	② 交換機等工事のみの場合		1 の工事ごとに	2,000 円 (税込価格 2,200 円)
	① 基本サービスの利用の開始に関する工事もしくは設定の変更に関する工事を当社が実施する場合		1 台のルータ装置ごとに	当社が別に定める工事費
	② モバイル事業者接続機能に関する工事の場合	利用の開始に関する工事の場合	1 の VPN グループごとに	12,000 円 (税込価格 13,200 円)
			10 の当社が別に定める回線ごとに	3,000 円 (税込価格 3,300 円)
		上記以外の場合	10 の当社が別に定める回線ごとに	3,000 円 (税込価格 3,300 円)
	③ セキュアインターネット接続サービスに関する工事の場合	利用の開始及び変更に関する工事を当社が実施する場合	1 の VPN グループごとに	14,000 円 (税込価格 15,400 円)
			1 台のルータ装置ごとに	2,000 円 (税込価格 2,200 円)
		設定に関する工事を当社が実施する場合	1 の工事ごとに	当社が別に定める工事費
	④ CPE 故障通知サービスに関する工事の場合	設定に関する工事を当社が実施する場合	1 の工事ごとに	当社が別に定める工事費
	⑤ ビジネスイーサワイド接続サービスに関する工事の場合	利用の開始及び変更に関する工事を当社が実施する場合	1 の VPN グループごとに	29,000 円 (税込価格 31,900 円)
	⑥ 「無線 LAN おまかせサービス」	利用の開始及	1 の VPN グループごとに	14,000 円 (税込価格 15,400 円)

	接続オプション	変更に関する工事を当社実施する場合	1台のルータ装置ごとに	2,000 円（税込価格 2,200 円）
	⑦ Interconnected WAN / Multi Interconnect 接続サービスに関する工事の場合	利用の開始及び変更に関する工事を当社実施する場合	1 の VPN グループごとに	30,000 円(税込価格 33,000 円)
			1 台のルータ装置ごとに	2,000 円（税込価格 2,200 円）
ウ 機器工事費	① 本サービスのルータ装置		1 台のルータ装置ごとに	3,000 円（税込価格 3,300 円）
	② ①以外		1 台のルータ装置ごとに	当社が別に定める工事費
エ LAN 配線工事費			1 配線ごとに	11,000 円(税込価格 12,100 円)
オ 時刻指定工事費	午前 9 時から午後 4 時まで		1 の工事ごとに	11,000 円(税込価格 12,100 円)
	午後 5 時から午後 9 時まで		1 の工事ごとに	18,000 円(税込価格 19,800 円)
	午後 10 時から翌日の午前 8 時まで		1 の工事ごとに	28,000 円(税込価格 30,800 円)
カ 譲渡承認手数料			1 の VPN グループごとに	800 円（税込価格 880 円）
備考				
1 次に規定する場合は「1 の工事」として基本工事費および時刻指定工事費を取り扱います。 ① 交換機等工事のみの場合は同一契約者の複数の工事を同時に行う場合。 ② ①以外の時は同一契約者の複数の工事を同一設置場所で同時に行う場合。				
2 機器工事費と LAN 配線工事費の合計が 29,000 円（税込価格 31,900 円）を超える場合は、29,000 円（税込価格 31,900 円）までごとに基本工事費に 3,500 円（税込価格 3,850 円）を加算します。（機器工事費と LAN 配線工事費の合計は 1 の工事ごとに計算します。）				
3 次に規定する時間帯での施工する場合は基本工事費、交換機等工事費、機器工事費、LAN 配線工事費に対して割増工事費を適用します。 ① 午後 5 時から午後 10 時まで（12 月 29 日から 1 月 3 日までは午前 8 時半から午後 10 時まで）は基本工事費、交換機等工事費、機器工事費、LAN 配線工事費の合計から 1,000 円（税込価格 1,100 円）を差し引いて 1.3 を乗じた額に 1,000 円（税込価格 1,100 円）を加算します。 ② 午後 10 時から翌日の午前 8 時半までは基本工事費、交換機等工事費、機器工事費、LAN 配線工事費の合計から 1,000 円（税込価格 1,100 円）を差し引いて 1.6 を乗じた額に 1,000 円（税込価格 1,100 円）を加算します。				
4 契約者が指定する時刻に工事（交換機等工事費のみの場合を除きます）を行う場合は指定された時刻に応じて時刻指定工事費を適用します。なお、当社は、契約者が指定する時刻に当社が到着しなかったことに伴い発生する損害については、責任を負いません。				
5 「イ 交換機等工事費 ⑤ビジネスイサ ワイド接続サービスに関する工事の場合」は新たに申し込むことはできません。				

第 3 表 (導入メニューに関する料金)

区分	単位	料金額
----	----	-----

導入メニュー	一式	個別料金
備考 1 提供料金は、当社が個別料金として随時計算し、提示します。		

第4表（解約金）
なし

別紙 3（当社が別に定めることとする事項）

第 29 条（料金計算方法等）

規定内容	当社が別に定める事項
当社が別に定める場合	契約者が支払いを要する料金等の額に対して当社の請求に係る費用が過大となると見込まれる場合。

第 50 条（債権の譲渡）

規定内容	当社が別に定める事項
請求事業者	NTTファイナンス株式会社
当社が別に定める場合	以下のいずれかの場合とします。 当社が料金月によらず随時に計算し請求する場合 契約者のシステムに変更が必要となる等、契約者に支障が生じると当社が認めた場合

第 37 条（個人情報の取扱い） および別紙 1 第 14 項

規定内容	当社が別に定める事項
当社が別に定める回線	以下のいずれかの回線 ① NTT 西日本株式会社の IP 通信網サービス約款（平成 12 年西企営第 41 号。以下、本表において「NTT 西日本株式会社の IP 通信網サービス約款」といいます。）で定めるメニュー 5-1（品目が 100Mb/s（通信の形態による細目がプラン 5-1 のもの）、200Mb/s、1Gb/s、10Gbp/s のもの）およびメニュー 5-2（通信方式の態様による区別がカテゴリー 3-1 のもの）に係る IPv6 通信が利用できる状態の契約者回線。 ただし、メニュー 5-1 の 10Gb/s プラン 1、プラン 2 およびメニュー 5-2 の 10Gb/s についてはハイエンドのみ利用可能とします ② NTT 西日本株式会社の LAN 型通信網サービス契約約款（平成 12 年西企営第 5 号）で定める第 3 種サービスのプラン 2（Interconnected WAN）が利用できる状態の契約者回線 ③ 当社との間で光コラボレーションモデルに関する契約を締結している電気通信事業者が、IP 通信網サービス契約約款で定めるメニュー 5（提供の形態による細目が II-1 型のもの）を用いて提供する電気通信サービスに係る IPv6 通信が利用できる状態の契約者回線。 ただし、メニュー 5-1 の 10Gb/s およびメニュー 5-2 の 10Gb/s については、ハイエンドのみ利用対象とします ④ NTT 西日本株式会社との間で光コラボレーションモデルに関する契約を締結している電気通信事業者が、NTT 西日本株式会社の IP 通信網サービス約款で定めるメニュー 5-1（品目が 100Mb/s（通信の形態による細目がプラン 5-1 のもの）、200Mb/s、1Gb/s、10Gbp/s のもの）およびメニュー 5-2（通信方式の態様による区別がカテゴリー 3-1 のもの）を用いて提供する電気通信サービスに係る IPv6 通信が利用できる状態の契約者回線。ただし、メニュー 5-1 の 10Gb/s プラン 1 およびメニュー 5-2 の 10Gb/s についてはハイエンドのみ利用可能とします ⑤ 株式会社インターネットイニシアティブの提供する IIJ モバイルサービスまたはエヌ・ティ・ティ・ブロードバンドプラットフォーム株式会社の提供する閉域網接続サービス専用プラン（当社へ申出があった契約回線に限ります。）

別紙 1（モバイル事業者接続機能）

規定内容	当社が別に定める事項
当社が別に定めるもの	株式会社インターネットイニシアティブの提供する IIJ モバイルサービス、

	またはエヌ・ティ・ティ・ブロードバンドプラットフォーム株式会社の提供する閉域網接続サービス専用プランに係る電気通信設備に接続するための株式会社インターネットイニシアティブに係る相互接続点
--	---

別紙 1 (ISP 事業者接続機能)

規定内容	当社が別に定める事項
当社が別に定めるもの	ISP 接続サービス契約者の提供するサービスに係る電気通信設備に接続するための ISP 接続サービス契約者に係る相互接続点

別紙 2 第 1 表 (月額料金)

規定内容	当社が別に定める事項
当社が別に定めるもの	当社のホームページ (https://business.ntt-east.co.jp/service/sd-wan/) に掲載する『Managed SD-WAN の基本サービス』にて規定する装置の仕様。

別紙 2 第 2 表 (工事に関する費用)

規定内容	当社が別に定める事項
当社が別に定める回線	株式会社インターネットイニシアティブの提供する IIJ モバイルサービス、またはエヌ・ティ・ティ・ブロードバンドプラットフォーム株式会社の提供する閉域網接続サービス専用プラン (当社へ申出があった契約回線に限ります。)

別紙 2 第 2 表 (工事に関する費用)

規定内容	当社が別に定める事項
当社が別に定める工事費	当社のホームページ (https://business.ntt-east.co.jp/support/sd-wan/) に掲載する『当社が別に定める工事費』にて規定する工事費 (契約成立日に掲載されていた料金を適用するものとします。)